

鹿児島県介護員養成研修事業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号ロ及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23の規定に基づく介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修（「以下介護員養成研修」という。）事業について、政令、省令、省令第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年3月厚生労働省告示第219号。以下「告示」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(事業者指定の申請)

第2条 介護員養成研修事業を行う者は、省令第22条の26の規定に基づき、原則として受講者の募集を開始しようとする日の2ヶ月前までに、「介護員養成研修事業者指定申請書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に申請し、介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定を受けなければならない。

- (1) 学則
- (2) 研修日程表
- (3) 実習実施計画書
- (4) 講師一覧及び講師履歴
- (5) 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）
- (6) 研修会場一覧、平面図及び写真
- (7) 使用備品一覧
- (8) 見学・実習施設一覧及び見学・実習受入承諾書（見学・実習を行う場合のみ）
- (9) 事業開始年度及び次年度の収支計画書
- (10) 申請者の前年度の決算書
- (11) 申請者の事業概要及び組織図
- (12) 誓約書
- (13) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約及び登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- (14) 研修責任者の履歴（任意様式）
- (15) 通信方式の場合通信添削課題、解答及び解説
- (16) 修了評価筆記試験問題及び解答
- (17) 技術演習に係る習得度評価チェックリスト
- (18) 修了証明書様式

(19) 情報の開示を行うホームページを印刷したもの

2 通知第1の8(1)及び第2の7(1)に基づく事業者指定の手続については、本要綱第6条に定める変更の届出によるものとする。

(指定の審査及び決定)

第3条 知事は、第2条の指定の申請があったときは、別に定める「鹿児島県介護員養成研修事業指定要領」及び「鹿児島県生活援助従事者研修事業者指定要領」(以下「各指定要領」という。)に基づき、審査する。

2 知事は、申請の内容が政令、省令、通知又はこの要綱に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

3 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請内容について、申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

4 知事は、申請内容が各指定要領に定める基準を満たすと認められる場合、事業者の指定を行い、申請者に対し「介職員養成研修事業者指定書」(第2号様式)を交付する。

5 知事は、不指定の決定をしたときは、申請者に対し、「介護員養成研修事業者不指定通知書」(第3号様式)により理由を付してその旨通知する。

(研修実施計画書の届出)

第4条 指定を受けた事業者は、2回目以降の研修事業を実施しようとするときは、知事に対し、原則として受講者の募集を開始しようとする日の1ヶ月前までに「介護員養成研修事業実施計画書」(第4号様式)に次に掲げる書類を添付して届け出なければならない。

(1) 学則

(2) 研修日程表

(3) 実習実施計画書

(4) 講師一覧及び講師履歴

(5) 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書(講師本人の署名捺印のあるものに限る。)

(6) 申請者の前年度の決算書

(7) 通信方式の場合通信添削課題、解答及び解説

(8) 修了評価筆記試験問題及び解答

(9) 技術演習に係る習得度評価チェックリスト

(10) 募集広告、パンフレット等の案文

2 知事は、第1項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し必要な指示を行うことができる。

(受講者の募集等)

第5条 申請者は、第3条第4項の指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。

2 事業者は、募集時に、研修の受講を希望する者に対して、次の事項を公開し研修内容等を明らかにしなければならない。

- (1) 学則
- (2) 募集期間
- (3) 研修日程
- (4) 講師の氏名

(変更の届出)

第6条 事業者は次に掲げる事項に変更が生じた場合は、「介護員養成研修事業変更届」(第5号様式)に変更内容に係る関係書類を添えて、変更事由発生後、10日以内に知事に届け出なければならない。

(1) 事業者に関する事項

- ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地、代表者、連絡先
- イ 研修事業の拠点となる県内事業所の所在地、連絡先
- ウ 定款等(当該事業に関するものに限る。)

(2) 研修内容に関する事項

- ア 学則
- イ 研修事業の名称
- ウ 講師(変更・追加及び削除)
- エ 研修会場、演習に使用する備品(変更・追加及び削除)
- オ 見学・実習施設(変更・追加及び削除)
- カ 通信添削課題、修了評価筆記試験問題

(3) その他必要があると知事が認める事項

2 知事は、前項の届出の内容が適当でないとは判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(修了の認定及び証明書の交付)

第7条 事業者は、全科目の修了時に筆記試験による修了評価を実施し、各受講生の知識・技術等の習得度を評価する。

なお、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めない。

2 事業者は、演習科目における介護技術の習得が講師により評価され、前項の修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された受講者に対し、「修了証明書」(第6号様式)及び「修了証明書(携帯用)」(第6号様式の2)を交付する。

(実績報告書の提出)

第8条 事業者は、省令22条の30の規定に基づき、研修の終了後2ヶ月以内に、「介護員養成研修実績報告書」(第7号様式)に、「介護員養成研修修了者名簿」(第8号様式)及び次に掲げる書類の写しを添付し、知事へ報告するものとする。

なお、「介職員養成研修修了者名簿」(第8号様式)は、紙及び電子媒体の両方で提出するものとする。

- (1) 受講者の出席簿
 - (2) 通信添削指導実施確認書（通信課程の場合）
 - (3) 実習修了確認書
 - (4) 補講修了確認書
 - (5) 講師出講確認書
 - (6) 免除者に関する証明書類（介護業務従事証明書）
- 2 前項の届出時において未修了だった者で、補講が修了した者については、補講修了後1ヶ月以内に「介護員養成研修実績報告書（補講者追加報告用）」（第7号様式の2）に前項に掲げる添付書類（当該報告に係る部分のみ）を添えて知事へ報告する。

（台帳の管理）

- 第9条 事業者は、研修修了者について氏名、住所、生年月日、研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号その他必要事項を記載した台帳を管理しなければならない。
- 2 事業者は、台帳の管理にあたって、安全かつ適正な措置を講じなければならない。
 - 3 事業者は、台帳を永年保存し、受講者からの修了証明書の再発行の依頼に応じなければならない。
 - 4 事業者は、研修事業を廃止した後においても、前項の義務を負う。

（事業休止及び再開の届出）

- 第10条 事業者は、当該年度における研修事業を実施しない場合は、研修実施計画書の提出にかえて、「介護員養成研修事業休止・再開届」（第9号様式）により知事に事業休止の届出をしなければならない。
- 2 事業者は、休止した研修事業を再開した場合は、「介護員養成研修休止・再開届」（第9号様式）に関係書類を添付して知事に事業再開の届出をしなければならない。
 - 3 知事は、第2項の届出の内容が適当でないとは判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

（事業廃止の届出）

- 第11条 事業者は、研修事業を廃止する場合は、廃止することとした日から10日以内に、「介護員養成研修事業廃止届」（第10号様式）を提出しなければならない。
- 2 事業者は、研修事業を廃止する場合は、前項の届出により修了者台帳の引継ぎ先を届け出なければならない。
 - 3 知事は、事業者が2カ年度にわたって研修を実施しなかった場合又は第4条に規定する研修実施計画書を届け出なかった場合には、第1項に定める廃止の届出があったものとみなすことができる。
 - 4 事業者は、事業を廃止した場合においても、修了者からの問い合わせ等に対し、適切に対応しなければならない。

（調査及び指導等）

- 第12条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対して事業者及び研修事業の

実施状況等について、報告及び書類の提出を求めることができる。また、必要に応じて事業者に対し出頭を求め、関係者に対して質問することができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行うことができる。
- 3 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと判断したときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。
- 4 知事は、事業者が届出の内容が適当でないと知事の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わないとき、改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

(指定の取消し)

第13条 知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 各指定要領1(1)に掲げる要件に適合しなくなったとき、又は1(2)アからサのいずれかに該当したとき。
- (2) 指定申請、届出、実績報告等において、虚偽の申請、届出又は報告等を行ったとき。
- (3) 届出の内容が適当でないと知事の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わず、事業者又は研修事業が各指定要領に定める基準を満たさなくなったと認められるとき。
- (4) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (5) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (6) 前条に定める報告、調査等に応じないとき又は改善の指導に従わないとき。

(聴聞)

第14条 第12条第3項の研修事業の中止を命ずる場合及び第13条の指定の取り消しを行う場合には、事業者に対する聴聞等必要な手続きを行うものとする。

(情報の開示)

第15条 事業者は、受講者等が研修事業者の比較、選択を行える環境を整備し、研修の質の確保・向上を図るため、教育体制、教育内容、実績情報、受講者や事業者の評価等、指定要領に定める情報項目について、自らインターネットホームページ上において開示しなければならない。

(留意事項)

- 第16条 事業者は、研修事業の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(介護員養成研修修了者とみなす者)

第17条 次の者は、介護職員初任者研修の修了者とみなす。

- (1) 平成25年4月1日改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程の修了者
- (2) 看護師、准看護師、保健師及び助産師の資格を有する者
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修の修了者
- (4) 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第3号に掲げ居宅介護職員初任者研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (5) 平成25年4月1日改正前の前項に掲げる告示第1条第2号に掲げる研修の1級課程及び2級課程の修了者
- (6) 家庭奉仕員講習会及び家庭奉仕員採用時研修を修了した者

2 前項各号に該当する者及び介護職員初任者研修の修了者は、生活援助従事者研修の修了者とみなす。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による事業者の指定又は研修の実施に関し必要な手続きその他の行為は、要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 「鹿児島県介護員養成研修事業指定事務等実施要綱」は平成25年3月31日限りで廃止する。ただし、「鹿児島県介護員養成研修事業指定事務等実施要綱」に基づき、平成25年3月31日までに開講した研修については、廃止後においても従前の要綱によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月2日から施行する。